

議案第60号

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月9日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）」が公布され、消費税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられる予定となっており、この税率変更に伴い本町の簡易水道料金についても消費税及び地方消費税相当分を改正するものである。

また、平成30年12月の水道法一部改正（令和元年10月1日施行）に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について、5年毎の更新制の導入による更新手数料等を徴収するため改正するものである。

2 改正内容

消費税引き上げ相当分（2%）について改正する。

指定給水装置工事事業者の更新に係る手数料を1件につき10,000円とする。（新規指定手数料と同額）

3 附則

（施行年月日）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

この条例による改正後の日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例第26条、第29条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している使用料で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

4 参照

水道法抜粋

※_____部分は、令和元年10月1日施行

(給水装置工事)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材料が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

(第2項及び第3項省略)

(指定の更新)

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例(平成10年日野町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、一月につき別表第2により算定した、基本料金と超過料金の合計額に100分の<u>110</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(特別な場合の料金算定)</p> <p>第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日数が15日を超えないとき、基本料金の2分の1の料金と超過料金の合計額に100分の<u>110</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2) 使用日数が15日を超えたとき、1か月とした基本料金と超過料金の合計額に100分の<u>110</u>を乗じて得た金額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、一月につき別表第2により算定した、基本料金と超過料金の合計額に100分の<u>108</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(特別な場合の料金算定)</p> <p>第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日数が15日を超えないとき、基本料金の2分の1の料金と超過料金の合計額に100分の<u>108</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2) 使用日数が15日を超えたとき、1か月とした基本料金と超過料金の合計額に100分の<u>108</u>を乗じて得た金額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

<p>(手数料)</p> <p>第33条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水装置工事事業者指定(更新)手数料 1件につき10,000円</p> <p>(加入金)</p> <p>第34条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める額に100分の<u>110</u>を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第33条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき10,000円</p> <p>(加入金)</p> <p>第34条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める額に100分の<u>108</u>を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例第26条、第29条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している使用料で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。